

指定給水装置工事事業者 様

坂戸、鶴ヶ島水道企業団
企業長 藤 縄 善 朗
(公 印 省 略)

給水装置工事申請書・しゅん工届について（通知）

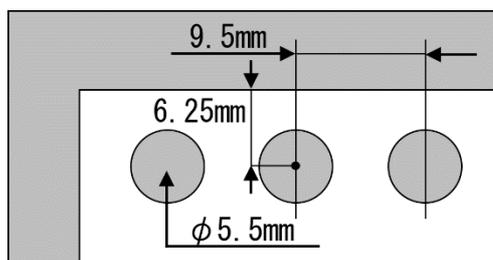
日頃より、坂戸市及び鶴ヶ島市管内における水道行政の推進にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

さて、給水装置工事申請書・しゅん工届については、当水道企業団の指定様式を使用しており、給水課窓口で販売しておりますが、この度、ホームページに電子データ（PDF・Excel）を掲載したので通知します。各事業者において印刷して作成される場合は、必ず掲載されている様式を使用し、下記の仕様を遵守してください。

記

- 1 仕 様 A4判、上質紙、厚さ135kg（四六版）※¹、両面印刷※²
21穴※³（短辺・左綴じ）、色は電子データのとおり

- ※¹ 現在、給水課窓口で販売している申請書・しゅん工届は、厚さ180kg（四六版）ですが、在庫がなくなり次第、135kg（四六版）に変更します。各事業者におかれましても、在庫がなくなり次第、厚さ135kg（四六版）の上質紙に変更していただくようお願いいたします。
- ※² 印刷にはインクジェットプリンターではなく、必ずレーザープリンター等を使用してください。
- ※³ 穴あけされていない場合は、水道企業団で穴あけしますので、穴をあけずに提出していただいても差し支えありません。各事業者において穴あけされる場合は、必ず下図の寸法でお願いします。



- 2 URL 電子データは、次のページに掲載されています。
http://www.sakatsuru-suido.or.jp/gyomu/gyomu002_013.html
※トップページから、「事業者の方へ」、手続きガイドにある「給水装置工事の申請書・しゅん工届」の順にクリックしてください。

なお、ホームページに掲載されているすべての様式は、様式ダウンロードページ（トップページから「様式ダウンロード」のアイコンをクリックしてください。）に集約されていますので、ご利用ください。

3 その他 給水装置工事申請書・しゅん工届の作成にあたって

給水装置工事申請書の作成にあたっては、給水装置施工基準（施工編）32ページ以降に記載されているほか、次のとおり運用を図っていますので、ご注意ください。

- ・ 申請書・しゅん工届に記載事項が多い場合、それぞれ1申請につき2枚までの使用を認めています。建築物等の規模により、2枚で収まらない場合は、和紙（模様のないもの）を用いて図面を作成してください。
なお、和紙のサイズはA1又はA2とし、A3については4枚以内で記載できる場合のみ認めています。
- ・ 申請書・しゅん工届ともに、修正液・修正テープの使用は認めていません。
- ・ 申請書・しゅん工届ともに、水性ボールペン及び文字が消えるタイプのボールペン（フリクションボール等）の使用は認めていません。
- ・ 「使用材料表（取付け口～メーターまで）」の記載にあたっては、給水装置施工基準において、φ50以下で図面上管材等が読み取れる場合は記載を省略することとしています。しかしながら、この度の分岐材料変更に伴い、平成28年4月19日付け企業長通知で周知しましたとおり、当面の間、指定材料以外での施工を未然に防止するため、管、接続部材についても受付時の審査対象としましたので、記入漏れのないようお願いいたします。

問合せ先

坂戸、鶴ヶ島水道企業団
給水課給水担当

049-283-1954